

関係各位

公益財団法人東京都福祉保健財団

令和4年度第2期東京都介護支援専門員専門研修課程I開催のお知らせ

日頃より、当財団の事業につきまして御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、令和4年度第2期東京都介護支援専門員専門研修課程Iを都内の居宅介護支援事業所等で、現に介護支援専門員としての実務に携わっている方を対象として、下記のとおり実施することとなりましたのでお知らせします。

各事業所管理者等の皆様におかれましては、研修の受講について、御所属の介護支援専門員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、研修の受講については、原則として、個人での申し込みとなりますので、対象者の方へ御案内をお願いいたします。

記

1 研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識及び技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的としています。

2 実施主体

公益財団法人東京都福祉保健財団

3 受講対象者

令和4年6月1日現在、原則として東京都介護支援専門員資格登録簿に登録されており(※1)、次の(1)から(6)のいずれかにおいて、「介護支援専門員としての実務(※2)」を行っている者であって、**就業後6か月以上**(※3)の方

- (1) 居宅介護支援事業所(ケアプランを作成しない管理者も含む。)
- (2) (介護予防)特定施設入居者生活介護の事業所
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護の事業所
- (4) 介護保険施設(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護型療養病床)、介護医療院)

- (5) 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所(保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む。)
- (6) 地域包括支援センター(保健師、社会福祉士の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も含む。)

別紙3「介護支援専門員の資格及び研修の体系」を必ず御覧いただき、御自身が専門研修課程Ⅰの受講対象者か御確認をお願いいたします。

主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、別紙2「主任介護支援専門員更新研修 フローチャート」をあわせて御確認ください。

※注意※

介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する方で、専門研修の受講要件に満たない方(令和4年6月1日現在、就業後6か月に満たない方等)は、原則として、別研修「更新研修」を受講いただきます。

4 受講料

34,500円

受講決定通知書送付時に払込用紙を同封しますので、払込期日までにお支払いください。
払込期日は1週間程度と短くなっておりますので、御注意ください。

5 受講申込方法

受講申込書に記入のうえ、下記送付先まで**簡易書留郵便**でお送りください。

※介護支援専門員証のコピーを、受講申込書に貼付してください。

※記入した受講申込書はコピーをし、控えを保管してください。

※受講申込書提出締切※ 令和4年6月22日(水曜日) 当日消印有効

締切りを過ぎての申込みは受け付けできませんので御注意ください。

【送付先】

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

(公財)東京都福祉保健財団 人材養成部介護人材養成室 ケアマネ専門研修申込係

6 申込結果

通知発送予定日 : 令和4年7月14日(木曜日)

申込書記載の御住所に送付します。

令和4年7月19日(火曜日)になっても届かない場合は、必ず御連絡ください。

7 受講者の決定方法

次の①～③について、あらかじめ御了承の上、お申込みください。

① 募集定員を超えて受講申込があったときは、介護支援専門員資格有効期間満了日が近い方(※)を優先し、受講決定いたします。よって、更新に支障がない場合は、次期以降に実施する研修の受講をお願いすることがあります。その場合は個別に御連絡させていただきます。

※ただし、「介護支援専門員及び主任介護支援専門員資格の特例措置対象者の拡充及び期間の延長について(通知)」(令和3年1月26日付2福保高介第1672号。以下、「特例措置」という。)対象者は、特例措置期間の終了日を資格有効期間満了日とみなします。したがって、特例措置対象外の方(有効期間が令和5年4月1日以降の方)を優先して受講決定する場合があります。

(例)

| 申込者 | 有効期間満了日 | (特例措置反映) | 優先順位 | |
|-----|--|--|------|--|
| A | 令和3年4月30日 令和4年6月30日 令和5年3月31日 等 | 令和6年4月30日 令和7年6月30日 令和8年3月31日 等 | 4 | 本来の有効期間満了日は既に過ぎていますが、特例措置を考慮し、優先順位が下がる場合があります。 |
| B | 令和2年2月28日 | 令和5年2月28日 | 1 | |
| C | 令和5年4月30日 | 令和5年4月30日 (特例措置対象外) | 2 | |
| D | 令和5年10月30日 | 令和5年10月30日 (特例措置対象外) | 3 | |

今期の募集は定員を超過することが予想されます。

特例措置を反映した有効期間が令和6年4月1日以降の方につきましては、次期以降(令和4年度第3期以降)の受講申込についても御検討をお願いいたします。

② 第1希望のコースが定員に達した場合は、順次、第2希望・第3希望のコースに割り振りさせていただきます。定員の都合により、希望コース以外での受講決定となる場合があります。また、コースの受講希望者がわずかとなる場合は、当該コースを実施しないことがあります。

③ 身体障害等により、受講時における配慮が必要な方については、受講申込書の「5」の欄に、障害等の程度・必要な配慮の内容等について、簡潔に御記入ください。申込受付後、別途確認いたします。

※島しょ在住の方に関しましても、配慮欄に「離島」と御記入願います。

8 研修日程

8ページの「令和4年度第2期東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅰ 日程」を御覧ください。

※ 受講決定後の受講日の変更はできません。予定を確認・調整の上、お申し込みください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、研修日程が変更になる可能性があります。最新情報については、当財団のホームページにて御確認ください。

9 コース選択

本研修はオンライン研修コースにより実施します。

また、オンラインでの受講が難しい方向けに集合研修コースを設けています。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、研修開始後に研修日程等の変更や再び延期となる可能性がありますので、積極的にオンライン研修コースによる受講を御検討ください。

なお、集合研修コースにおいては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、受講定員を研修会場の収容可能定員の半数以下に設定し実施します。集合研修コースのみ希望する場合は、第1希望、第2希望に集合研修のコース名を御記入ください。(第3希望欄は記入不要です。)

※オンライン研修コースを受講される場合は、Zoomの使用等の受講環境を御自身で準備頂きます。別紙1の「オンライン研修コースについて」を必ず御確認ください。

(各研修の受講方法)

| | 講義部分 | 演習（グループワーク）部分 |
|------------|---------------|---------------|
| オンライン研修コース | 動画視聴（YouTube） | Zoom |
| 集合研修コース | 動画視聴（YouTube） | 会場に集合 |

(1) YouTube 動画配信視聴について

いずれのコースも YouTube 動画配信で受講いただく科目があります。動画の視聴には大量の通信が発生するため、動画視聴にあたり、スマートフォンまたはタブレットを使用すると、携帯電話会社のデータ容量制限に達する場合があります。また、容量制限を超えて使用した場合、高額の通信費用が発生することがありますので、Wi-Fi 環境など、容量制限が発生しない環境での受講を推奨します。

(2) 研修受講中における提出物について

「オンライン研修コース」、「集合研修コース」ともに、YouTube 動画配信による講義の中で、講師が出題する課題等に対して、個人学習シートを作成していただく個人学習を実施します。

指定の期日までに各自で YouTube 動画配信部分を視聴して学習し、個人学習シート等の提出物を提出していただきます。(個人学習シート未記入や未提出の場合、研修が未修了になります。)

※提出物の詳細について受講決定後に、お知らせします。

(3) 本研修実施についての感染症予防対策（集合研修コース）

別紙4「【受講生の皆様へ】新型コロナウイルス感染症への対応について」を御確認ください。

10 修了証明書

研修の修了証明書は、研修の全科目を修了された方を対象に発行します。

主任介護支援専門員研修の受講や介護支援専門員証更新の際に、本研修の修了証明書が必要となります。証明書の再発行は行っていませんので、大切に保管してください。

11 その他

(1) 本研修の修了だけでは、更新に必要な要件を満たしません。本研修修了後に、勤務状況に応じて、次のいずれかの研修を受講してください。

・就業後3年以上の方→専門研修課程Ⅱ

実施主体：公益財団法人総合健康推進財団関東支部

<https://www.soukensui-kanto.com/page/bizinfo/1/2/2/>

「東京 ケアマネ 専門研修2」で検索

→「東京都 専門研修課程Ⅱ」にアクセス

TEL 03-6262-7131

・就業後3年未満で、有効期間満了まで1年以内の方→更新研修32時間

実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団（専門研修課程Ⅰと同じ）

(2) 介護支援専門員専門研修受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い東京都介護支援専門員専門研修及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。なお、お送りいただいた申込書の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 介護支援専門員としての登録事項（氏名・住所）に変更がある場合、別途手続きが必要です。この手続きを行わないと更新申請の書類等が届かなくなりますので、必ず手続きを行ってください。

東京都の登録者は、下記ホームページから手続方法の確認ができます。

【公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ】

https://www.keamane.tokyo.jp/3_touroku.html

「東京 ケアマネ 住所氏名変更」で検索

→「住所・氏名の変更・介護支援専門員証の再交付・新規交付 ...（東京都HP）」

から福祉保健財団HPにアクセス

※他道府県の登録者は、登録する道府県のホームページ等を確認してください。

(問合せ先)

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当

電話番号 03-3344-8512

URL <https://www.keamane.tokyo.jp/index.html>

(QRコード)



◆問い合わせ受付時間は月曜日～金曜日（祝・祭日除く）の8時45分～17時30分となっております。受付時間は変更となる場合があります。

◆申込み時期は、電話が大変に混み合う場合がございますので、御了承ください。

※1 (受講地変更について)

本研修は、原則として、東京都登録の方のみ受講できます。ただし、他道府県で登録されている方については、都内事業所で勤務しているなどの要件を満たせば、受講地変更の手続きを行うことで、本研修を受講することができます。受講地変更を希望される方は、事前に以下のホームページから、御自身が受講地変更の要件を満たしているか確認し、該当する場合は、以下に申込の電話連絡をお願いします。受講地変更は東京都と道府県間で手続きを行うため時間を要します。希望される方はお早めに御連絡をお願いいたします。

【受講地変更の要件】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/tourokuiten.html

「東京 ケアマネ研修 受講地変更」等で検索

→「登録移転・受講地変更の手続-東京都福祉保健局」ホームページにアクセス

→2 受講地変更> (1) 他道府県から東京都へ受講地の変更>

「他道府県登録者が東京都へ受講地変更を行う際の受入要件 (PDF)」をクリック

【受講地変更の申込先】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当
電話03-5320-4279

※2 介護サービス計画等の作成を行うことを指します。

※3 介護支援専門員として介護サービス計画作成業務を行っている (いた) 期間を通算します。

※特例措置の期間内に研修受講・更新手続きを行ってください！

令和2年2月25日から令和5年3月31日に有効期間が満了する方は、有効期間満了日の翌日から3年間は資格が喪失されない取扱いとしています。

ただし、この3年間のうちに研修を受講し、更新手続きを終えないと、本来の有効期間満了日に遡って資格が失効します。資格の更新をされる方は特例措置の期間内に必ず研修を受講し、更新手続きを行ってください。

特に、**専門研修課程Ⅰを受講される方は、終了後、専門研修課程Ⅱ又は更新研修(32時間)を受講する必要があります**ので、余裕をもって受講するようお願いいたします。

注) 専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱを重複して受講することはできません。

【他研修の予定】

年間スケジュールを東京都ホームページに最新版を掲載しています。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuyouhou.html

「東京 ケアマネ 研修情報」と検索

→「介護支援専門員の研修情報 - 東京都福祉保健局」にアクセス

(QRコード)



研修カリキュラム＜専門研修課程Ⅰ＞

| 課程 | 総時間 | 時間数 | 内訳 | 科目名 | 内容 |
|-----|-----|------|------|--|--|
| 専門Ⅰ | 56h | 6h | 6h | ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定① | <ul style="list-style-type: none"> 各自の実践を省みる事により、ケアマネジメントプロセスにおける各項目の持つ意味と重要性に関して再確認し課題等を認識するための講義を行う。 専門職としての知識・技術を高めていく上での克服すべき課題等を認識する講義を行う。 振り返りに当たっては、担当事例を活用することとし、担当事例におけるケアマネジメントの視点（アセスメントの結果から課題（ニーズ）を導き出すまでの考え方、当該課題（ニーズ）に対するサービスの選定理由等）を発表し、他の受講者との意見交換を通じて、自分自身の技量における課題を認識・理解する。 |
| | | 6h | 6h | ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定② | |
| | | 5h | 3h | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の改正等の状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 利用者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、利用者だけでなくその家族を支援するという視点も必要であることから、利用者の家族も含めた支援に関連する各種制度や社会資源に関する講義を行う。 フォーマルだけでなくインフォーマルな社会資源との連携やそれらの活用と働きかけに関する講義を行う。 |
| | | 2h | 2h | ケアマネジメントの実践における倫理 | <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントを実践する上で介護支援専門員としての倫理原則（利用者本位、自立支援、人権の尊重、公正中立等）に関する講義を行う。 ケアマネジメントを実践する上で生じる具体的な倫理的課題に対する心構えや対応方法についての講義を行う。 利用者の人権と倫理に配慮した意思決定のプロセスに関する講義を行う。 倫理的な課題に対するチームアプローチの重要性を認識し、その手法に関する講義を行う。 成年後見制度や高齢者虐待防止法等、高齢者の尊厳や権利擁護に関する講義を行う。 |
| | | 9h20 | 3h | 対人個別援助技術及び地域援助技術 | <ul style="list-style-type: none"> 対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）の考え方と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の概念・機能・目的に関する講義を行う。 対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）に必要な知識・技術及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の展開法についての講義を行う。 個別事例の支援から地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発などに至る一連のプロセスに関する講義を行う。 実際に取り組む場である地域ケア会議の意義や機能及び一連のプロセスの中における介護支援専門員としての役割に関する講義を行う。 個別事例の支援や地域課題の把握から解決に向け、保険者を含む多職種連携の意義やネットワーク作りの視点と方法に関する講義を行う。 |
| | | 4h | 4h | ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントを実践する上で介護支援専門員としての倫理原則（利用者本位、自立支援、人権の尊重、公正中立等）に関する講義を行う。 ケアマネジメントを実践する上で生じる具体的な倫理的課題に対する心構えや対応方法についての講義を行う。 利用者の人権と倫理に配慮した意思決定のプロセスに関する講義を行う。 倫理的な課題に対するチームアプローチの重要性を認識し、その手法に関する講義を行う。 成年後見制度や高齢者虐待防止法等、高齢者の尊厳や権利擁護に関する講義を行う。 |
| | | 1h10 | 1h10 | 家族への支援の視点が必要な事例① | <ul style="list-style-type: none"> 単なるレスパイトだけでなく今後の介護に対する不安や利用者、家族同士の軋轢への介入など家族支援における基本的な視点に関する講義を行う。 関係行政機関等との連携方法、家族支援に有効な制度等についての講義を行う。 入退院時等における医療と働きながら介護を担う家族に対する支援が必要な事例などを用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 1h10 | 1h10 | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> 看護サービスに関する基礎知識の向上と活用に向けた基本的な視点に関する講義を行う。 訪問看護計画との関連付けや看護職との連携方法等に関する講義を行う。 看取り等における看護サービスの活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 2h20 | 1h10 | 入退院時等における医療との連携に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者に多い疾病の特徴とその対処法、感染予防に関する講義を行う。 医療職（特に主治医）や医療機関との連携方法等に関する講義を行う。 入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 1h10 | 1h10 | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具等に関する基礎知識の向上と活用に向けた基本的な視点に関する講義を行う。 リハビリテーション専門職並びに福祉用具専門相談員等との連携方法等に関する講義を行う。 リハビリテーションや福祉用具等の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 2h20 | 1h10 | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度、障害者施策、成年後見制度などの他法他施策に関する制度の知識やインフォーマルサービスの活用に関する講義を行う。 虐待が発生している事例、他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 1h10 | 1h10 | 認知症に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> 認知症や精神疾患に関する医学的・心理的基礎知識の向上と認知症施策に関わる多職種との連携方法等に関する講義を行う。 認知症等の特性等を踏まえた早期の対応方法や家族も含めた支援方法などを修得するとともに、地域で生活を継続していくための支援を行う上で必要な視点を理解する。 認知症に関する事例を用いて、認知症に鑑みた適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 |
| | | 1h10 | 1h10 | 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例① | <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスなど新しく導入されたサービス及び小規模多機能型居宅介護の意義・効果に関する講義を行う。 これらのサービスを活用する際の視点の重要性や連携方法等についての講義を行う。 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画、施設サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 その他、施設サービス等を活用する際の留意点等について理解する。 |
| | | 5h40 | 2h50 | 家族への支援の視点が必要な事例② | 家族への支援の視点が必要な事例①と同じ |
| | | 2h50 | 2h50 | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例② | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例①と同じ |
| | | 5h40 | 2h50 | 入退院時等における医療との連携に関する事例② | 入退院時等における医療との連携に関する事例①と同じ |
| | | 2h50 | 2h50 | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例② | リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例①と同じ |
| | | 5h40 | 2h50 | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例② | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例①と同じ |
| | | 2h50 | 2h50 | 認知症に関する事例② | 認知症に関する事例①と同じ |
| | | 6h50 | 2h50 | 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例② | 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例①と同じ |
| | | 2h | 2h | 個人での学習及び介護支援専門員相互の学習 | <ul style="list-style-type: none"> 個人で専門性を高めていく際に必要な視点、手法に関する講義を行う。 指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の基本的な考え方、内容、方法を理解するとともに、これらを受ける側と行う側双方に求められる姿勢に関する講義を行う。 個人で研鑽する場合と介護支援専門員間相互で研鑽する場合に求められる内容や手法とその関係性についての講義を行う。 専門職として継続した自己研鑽を行うことの必要性・重要性について講義を行う。 |
| | | 2h | 2h | 研修全体を振り返るための意見交換、評価及びネットワーク作り | <ul style="list-style-type: none"> 研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義を行う。 現場で生じる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。 |

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート

主任介護支援専門員の更新

↓する

↓しない

介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の更新

期間外

期間内

する

しない

再研修を受講し、介護支援専門員証の交付後、主任更新研修を受講してください。

これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新を行ってください。

有効期間経過後、介護支援専門員証を返納してください。

主任研修又は主任更新研修を修了した年度（研修修了日の属する年度）

H28年度

令和元年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

H29年度

令和2年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

H30年度

令和3年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

（*）資格特例措置の対象となる方については、特例措置により資格を喪失しない期間を含む

＜主任介護支援専門員の有効期間＞令和4年4月1日現在

| 主任介護支援専門員の有効期間 | 資格の特例措置 |
|---|---|
| 研修修了日から5年間 （例）研修修了日が平成30年3月10日の場合 ⇒平成30年3月10日～令和5年3月9日まで ※平成28年度以降に発行された修了証書には有効期間が記載されています。 | 有効期間満了日が令和2年2月25日～令和5年3月31日までの方は、満了日から3年間資格を喪失しない取扱いとする （例）有効期間が平成30年3月10日～令和5年3月9日まで ⇒令和8年3月9日まで主任資格を維持できます。 |

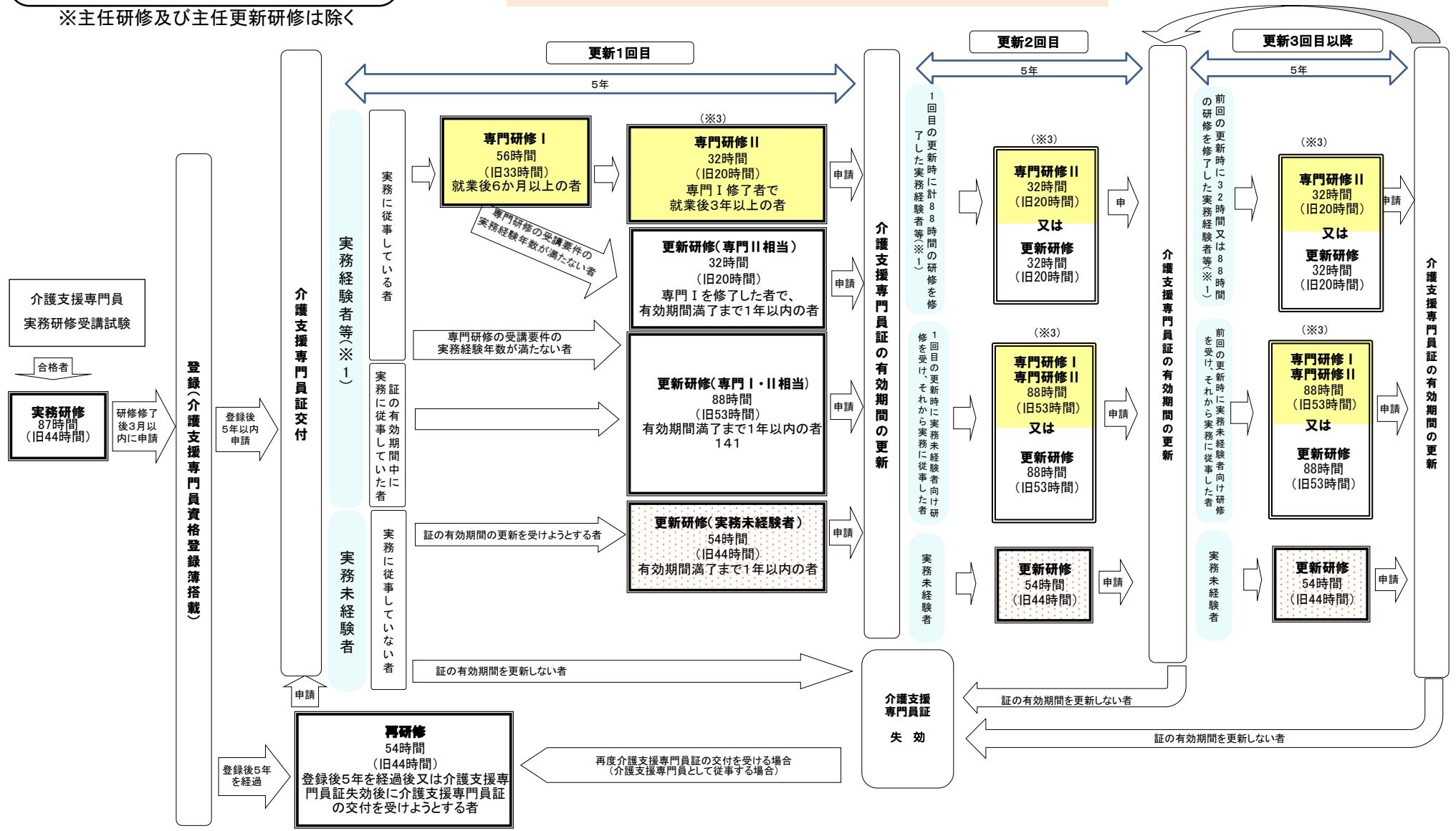
- ※主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間は、主任更新研修修了証書を御確認ください。
- ※主任更新研修の受講要件を満たさない場合（区市町村の推薦を受けられない場合も含む）や受講決定がなされない場合は主任更新研修を受講することはできません。
- 介護支援専門員として更新する場合は、専門研修又は更新研修を受講していただくことになります。
- ※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が1年未満の方は専門研修（又は更新研修）の受講についてもお検討ください。
- ※資格の特例措置対象の方については、特例措置により資格を喪失しない期間が終了するまでの間に主任更新研修を修了してください。（研修を修了しない場合、本来の有効期限に遡及して失効した扱いとなります。）

主任更新研修の修了（介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります）
 ※介護支援専門員証の更新手続は別途行っていただく必要があります。

介護支援専門員の資格及び研修の体系

※主任研修及び主任更新研修は除く

※主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、「主任更新研修」を受講することで、更新に必要な研修の受講が免除されます。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。

(※2) 現行の介護支援専門員証の有効期間内に旧カリキュラムによる研修を受講している場合は、新しいカリキュラムによる研修を受講する必要はない。(例)旧カリキュラムで専門I(33時間)を受講した場合、新カリキュラム専門I(56時間)を再受講する必要はない。

(※3) 研修申込時点で現任の場合は、更新研修ではなく専門研修を受講すること。

- 研修はオンライン形式により実施しますが、オンライン受講が困難な方を対象に、一部研修で集合形式のコースを設置します。感染予防等のため、可能な方はオンラインコースにより受講をお願いします。
- 集合形式のコースでは、研修規模を会場収容定員の半分程度として実施します。
- 受講生の皆様には、免疫力の向上が罹患の防止となりますので、日ごろから十分な栄養摂取、睡眠時間の確保、うがいや手指洗淨の励行など、体調管理に留意するようお願いします。
- 研修受講に当たっては、以下の感染予防策等に御協力をお願いいたします。
 - ・研修受講日の検温の実施（御自宅での検温をお願いします。なお、会場入室時にも検温を行います。）
 - ・マスク着用の徹底（必ずマスクを御持参の上、講義・演習時間中及び休憩時間中も含めて着用をお願いします。マスクを着用いただけない場合、受講をお断りする場合がございます。）
 - ・こまめな手指衛生（各会場入り口付近に、手指消毒液を設置しております。）
 - ・むやみに目や顔に触らないよう心掛ける。
 - ・受講生及び講師等との間隔を確保する。
- 昼休み等の休憩時につきましても、飛沫感染防止のため受講生同士の距離を保っていただき、食事中、喫煙時等、マスクをしていない状態での会話はお控えいただきますようお願いいたします。
- 体温が37.5度以上又は体調不良等の症状がある場合は、無理をせず受講をお控えください。また、受講中に体調不良を感じた場合は、決して無理をせず、速やかに事務局へお申し出ください。体調不良が疑われる方については、受講をお控えいただく場合がありますので御了承ください。（原則として、体調不良による欠席・早退は振替受講の対象とします。）
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては都及び各研修実施団体のホームページにより法定研修の再延期・中止等についてお知らせする場合がありますので、適宜確認をお願いします。

《東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課ケアマネジメント支援担当ホームページ》

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuujyouthou.html

《実務研修・更新研修・再研修・専門研修Ⅰ》

公益財団法人 東京都福祉保健財団

<https://www.fukushizaidan.jp/>

《専門研修Ⅱ》

公益財団法人 総合健康推進財団

<https://www.soukensui-kanto.com>

《主任研修・主任更新研修》

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

<https://cmat.jp/>

- 新型コロナウイルス感染症について心配な方、御質問等がある方は、東京都のコールセンター等へ御相談ください。
[新型コロナコールセンター]
0570-550571（午前9時から午後10時（土日祝含む））

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課